

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

- 作物統計調査（以下「本調査」という。）について、今回、以下に掲げる変更が予定されている。

(1) 調査の一部中止

- ・ 被害調査（被害応急調査）を中止

(2) 調査方法の変更

- ・ 作柄概況調査において人工衛星データ等を利用した予測手法の適用範囲を拡大

(3) 調査期日及び公表時期の変更

- ・ 水稻に関する調査の調査期日及び公表時期を一部変更
- ・ 麦類及び春植えばれいしょの公表時期を繰下げ

(4) 調査対象の変更

- ・ てんさいの報告者を製糖会社等から業界団体に変更
- ・ みかん、りんご及び茶について、調査対象範囲（主産県の範囲）を変更

(5) 集計事項の変更

- ・ 調査方法の変更や利活用状況等を踏まえ、集計事項を見直し

(1) 調査の一部中止

(変更内容)

作物について重大な被害が発生したと認められる場合に実施されている被害調査（被害応急調査）を中止する。

(審査状況)

ア 農林水産省は、作物について重大な被害が発生したと認められる場合に、職員の実測により被害調査（被害応急調査）（以下、単に「被害調査」という。）を実施してきた。

しかし、地方農政局等の職員が直接対応してきた現状を踏まえ、必要とされる統計の効率的な作成について検討した結果、行政記録情報である「農林水産業被害報告」^(注)の活用により、被害調査を取りやめる計画である。

イ これについては、行政記録情報の活用による統計調査の効率化・スリム化は、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）に記載された方向性に沿うものであるが、被害調査の結果が、これまで基幹統計として継続的に作成・提供されてきたことを踏まえ、被害調査の中止を判断するに至った経緯、行政記録情報による代替の水準や利活用上の留意点について確認する必要がある。

〔参考〕公的統計基本計画（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用

ア 行政記録情報等の活用

(略) 各府省は、引き続き、統計調査の企画に当たって、行政記録情報等の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図るとともに、総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会における基幹統計調査の審議等において確認を経ることを原則とする。(略)

(注)「農林水産業被害報告書取りまとめ要領について」(昭和48年5月21日付け48総第382号農林水産事務次官依命通知)に基づき、災害発生後、都道府県から農林水産省に対して、作物や関係施設等の被害状況が報告されている。

(論点)

現状確認

1 被害調査の概要について、改めて御説明ください。

農林水産業被害報告による代替可能性等

2-1 被害調査と農林水産業被害報告の間に、どのような役割分担・相違があるのでしょうか。

2-2 農林水産業被害報告で代替できる部分は何でしょうか。代替できない部分は何でしょうか。代替できない部分について、今後、どのように対応するのでしょうか。これまでの利活用に支障はないのでしょうか。

(2) 調査方法の変更

水稻の作柄概況調査のうち、7月15日現在の調査及び8月15日現在の早場地帯^(注1)の作柄の良否について、現行の実測調査から、気象データ及び人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量等）を利用した予測手法に変更する^(注2)。

(注1) 水稻の8月15日時点の出穂済み面積の割合が、平年ベースで約8割以上を占める19道県を早場地帯、それ以外の28都府県を遅場地帯という。

(注2) 8月15日調査（徳島、高知、宮崎、鹿児島、沖縄の5県のうち、早期栽培を行っている地域）及び、もみ数確定期（全国・9月）については、引き続き実測調査で実施する。

表1 水稻の作柄概況調査の調査方法の変更案

区 分		現 在	変更案
7月15日現在調査	徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 ^(注)	実測調査	予測手法
8月15日現在調査	早場地帯（19道県）	実測調査	予測手法
	遅場地帯 （28都府県）	早期栽培等 ^(注)	実測調査
		普通栽培	予測手法
	早場地帯及び上記5県を除く都府県	予測手法	予測手法
もみ数確定期（9月）	全都道府県	実測調査	実測調査

(注) 早期栽培等の調査対象県は、8月中旬頃までに刈取りがおおむね終了する早期栽培の面積割合がおおむね3割以上を占める徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県並びに二期作栽培のうちの第一期稲の沖縄県としており、7月15日現在調査においては、同県の早期栽培等のみ対象としている。

(審査状況)

ア 水稻の作柄概況調査は、表1のとおり、7月15日現在、8月15日現在及びもみ数確定期（9月）の3時点で調査を実施している。

このうち、8月15日現在の遅場地帯（早期栽培を行っている徳島県等を除く。）に対する調査の一部においては、調査の効率化を図るため、令和2年度調査から、これまでの実測調査に代えて、気象データ及び人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量等）を利用した予測手法により結果を推計・公表している。

イ 本件申請では、7月15日現在の調査及び8月15日現在の早場地帯の調査についても、人工衛星データ等を利用した予測手法を拡大する計画である（表1の赤枠の部分）。

ウ これについては、

- ① 既に導入されている手法を拡大し、調査の効率化を進めようとするものであること、
 - ② 本調査に係る諮問第135号の答申（令和2年1月24日・以下の〔参考〕を参照）で指摘された「今後の課題」を踏まえた対応であること、
 - ③ 地方農政局等の職員の減少を踏まえ、実測調査として継続する範囲を見直し、調査に係る実務負担の軽減を図るものであること
- から、おおむね適当であると考えているが、i) 令和2年から開始されている予測手法の実施状況、ii) 今回拡大する範囲の選択理由、iii) 今後の見通しについて確認する必要がある。

〔参考〕令和2年答申における「今後の課題」（抄）

水稻の作柄概況調査において、気象データ及び人工衛星データのみを利用して、遅場地帯における作柄予測を行う新たな調査手法を導入する計画とされているが、十分な精度確保を前提とした上で、人工衛星データや小型無人機（ドローン）などの先進技術の活用による本調査の効率化等の可能性について、引き続き検討することが必要である。

（注：下線は事務局において付けたもの）

（論点）

現状確認（利活用を含む。）

- 1－1 作柄の良否は、具体的に、どのような方法・手順で把握しているのでしょうか。
- 1－2 作柄概況調査の結果は、どのような用途に使われているのでしょうか。

予測手法の実施状況

- 2－1 予測手法は、具体的に、どのようなデータを用いて、どのような手順で行われているのでしょうか。また、前回の諮問審議の際に示された推計手法の効率化については、どのような対応を行っているのでしょうか。
- 2－2 既に予測手法を導入している部分の推計状況は、どのようになっているのでしょうか。また、結果の精度は、どのように検証しているのでしょうか。

今回の変更の考え方

- 3 今回の予測手法の拡大を、7月15日現在の調査及び8月15日現在の早場地帯に限定した理由は何でしょうか。

将来の見通し

- 4 今後の予測手法拡大の見通しや、前回答申に指摘されていたドローンなどの活用見込みはあるのでしょうか。

(3) 調査期日及び公表時期の変更

ア 水稻に関する調査の調査期日及び公表時期の一部変更

作付面積調査の公表時期、作柄概況調査（もみ数確定期）及び予想収穫量調査の調査期日及び公表時期を変更する。

(審査状況)

ア 水稻に関する調査については、作付けから収穫に至る一連の過程において、

- ① 作付面積調査
- ② 作柄概況調査（7月15日現在、8月15日現在、もみ数確定期（9月））
- ③ 予想収穫量調査（10月15日現在）
- ④ 収穫量調査（収穫期）

が実施されている。

イ これら調査結果の利活用の一つとして、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の基礎資料として利用がある。

基本指針は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第4条第1項に基づき、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会（食糧部会）において、毎年11月中下旬に策定・公表されており、生産者等においては、次年の生産方針を検討する際の重要な基礎資料として活用されているが、今般、農林水産省では、需要に応じた米の生産・販売の更なる推進を図るため、基本指針の策定、公表時期を現行の11月中下旬から、10月中旬に早めることとしている。

ウ 本件申請では、この動きを受け、基本指針の作成において効率的なデータの活用が可能となるよう、表2のとおり、調査期日及び公表時期を変更する計画である（変更前後の取扱いについて時系列に整理したものとしては、下図を参照）。

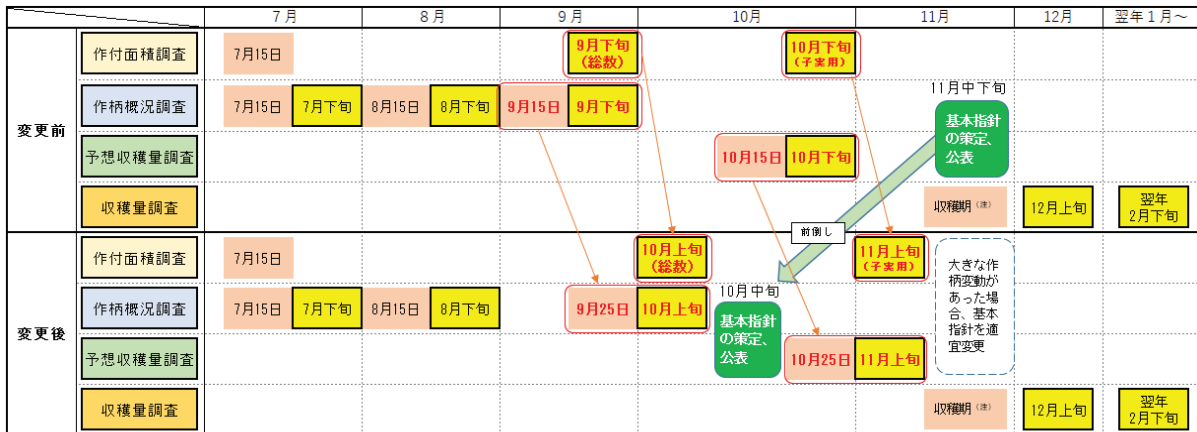
表2 調査期日及び公表時期の変更案

調査名	調査期日		公表時期	
	現行	変更案	現行	変更案
作付面積調査	7月15日（変更なし）		総数：9月下旬 子実用 ^(注1) ：10月下旬	総数：10月上旬 子実用 ^(注1) ：11月上旬
作柄概況調査 （もみ数確定期）	例年9月15日 ^(注2)	9月25日	9月下旬	10月上旬
予想収穫量調査	10月15日	10月25日	10月下旬	11月上旬

(注1) 作付面積調査の「子実（しじつ）用」とは、主に食用に供することを意味する。調査時点において、生育途中で青刈りした面積（飼料用米等を含む。）を除いた面積を指す。

(注2) 調査計画上、調査期日は、「統計部長が別に定めるもみ数確定期」とされており、具体的には、農林水産省の水稻の作柄に関する委員会において、水稻の出穂状況を踏まえて決定されているところ、例年どおりであれば9月15日時点とされている。

図 各調査の実施の流れと変更内容



エ これらについては、重要な利活用に対応して、可能な範囲での見直しをしようとするものであるが、変更が多岐にわたることから、変更の趣旨、利活用における支障の有無を含め、変更の必要性を確認する必要がある。

(論点)

作柄概況調査及び予想収穫量調査の概要

1 作柄概況調査及び予想収穫量の概要について、改めて御説明ください。

基本指針策定のスケジュール変更

2-1 そもそも基本指針とは、こういったものなのか、御説明ください。

2-2 基本指針の前倒しは、どのような理由・判断によるのでしょうか。特に策定・公表のタイミングを10月中旬とした理由は何でしょうか。

今回の変更の考え方

3-1 基本指針の前倒しは、本調査の調査計画を見直さなければならないほどの重要なものなのでしょうか。逆に、今回の変更により、他の利活用に支障が生じることはないのでしょうか。

3-2 これまで基本指針は、予想収穫量調査の結果を基に策定されていましたが、変更後においては、9月の作柄概況調査が最新の情報となります。
作柄概況調査の調査時点を10日繰り下げるとはいえ、基本指針を策定するために十分な情報が得られるのでしょうか。

4 作付面積調査については、調査時期は変わっておらず、従前どおりの時期の公表が可能であるなら、それを維持すればよいのではないのでしょうか。
一体的活用はユーザ側の問題であって、それを理由として、公表できる内容について、公表を繰り下げる必要があるのでしょうか。

イ 麦類及び春植えばれいしょの公表時期（概要）の変更

- ① 麦類の作付面積調査及び収穫量調査の結果（概要）の公表を同時に行う。
 ② 春植えばれいしょの作付面積調査及び収穫量調査の結果（概要）の公表について、都府県と北海道で異なる日程で行われていたものを、一体的に公表する。

（審査状況）

ア 本件申請では、表3のとおり、麦類及び春植えばれいしょについて、概要の公表時期を変更することを計画している。

表3 公表時期（概要）の変更案

作物	調査名	調査票番号	(参考)調査時期	公表時期	
				現行	変更案
麦類	作付面積調査	様式第5号	収穫期	9月下旬	11月下旬
	収穫量調査			11月下旬	
春植えばれいしょ	作付面積調査	様式第9号	収穫期	都府県：12月上旬 北海道：翌年2月上旬	翌年2月上旬
	収穫量調査				

イ このうち、麦類については、作付面積調査及び収穫量調査を同一の様式により同時期に一体的に回答を得つつも、両調査の公表時期が異なっていたものである。

そのため、これまで公表を段階的に行ってきた理由を確認するとともに、今回「一体的公表」の名目で、早期公表できていたものの公表を2か月繰り下げる理由について確認する必要がある。

また、麦類の作付面積調査については、平成30年以前にあっては、地域による生育期間の違いもあり、北海道と都府県で異なる公表時期とされていた。

しかし、平成30年9月28日の統計委員会審議（部会に付託せず、委員会のみで審議）において、次の答申のとおり、早期公表が可能であり、利用者の利便性に資するとの判断から9月下旬公表を了とされた経緯がある。

〔諮問第119号の答申（平成30年9月28日）（抜粋）〕

ウ 調査結果の公表の期日の変更

本申請では、麦類の作付面積調査の結果について、これまで都府県分を調査実施年の9月下旬、北海道分を調査実施年の10月下旬と別々に公表していたものを、全て調査実施年の9月下旬に公表することに変更する計画である。

これについては、近年、関係機関からの早期の情報収集が可能となっているため変更するものであり、統計利用者の利便性等にも資するものであることから、適当である。

（注：下線は事務局において付けたもの）

今回、これを、11月下旬に繰り下げるということは、結果として、平成30年までの公表実績（都府県：9月下旬／北海道：10月下旬）よりも更に遅らせるということであり、短期間における方針の変更について、特段の状況変化と必要性がなければ、利用者の理解が得られないのではないかと懸念がある。また、そもそもの前提として、公表時期の設定の仕方について、どのような方針で対応しているのかについても確認する必要がある。

ウ 春植えばれいしょについても、作付面積調査及び収穫量調査を同一の様式により同時期に一体的に回答を得ていたが、作付地の相違により、段階的に公表されてきたものである。

今回の変更については、これまでの公表時期の考え方とともに、都府県の公表を殊更に遅らせなければならない理由について、確認する必要がある。

(論点)

公表時期の基本的考え方等

- 1 公表時期については、近年、以下のとおり、諮問の都度、五月雨かつ部分的な変更が繰り返されている。

平成30年度変更 (平成30年9月答申)	麦類(作付面積調査)
令和元年度変更 (令和2年1月答申)	麦類及び大豆(収穫量調査) そば及び花き(作付面積調査・収穫量調査)
令和2年度申請(今回)	麦類及び春植えばれいしょ(作付面積調査・収穫量調査)

- ① 五月雨で公表時期の変更を行ってきた理由は何か。なぜ、まとめて見直しを行えないのか。
- ② 本調査では、
- i) 作付面積調査と収穫量調査の公表を一体的に行う作物もあれば、段階的に公表している作物もある、
 - ii) また、作付面積調査と収穫量調査の公表を一体的に行いつつも、育成地によって公表時期が異なる作物もある、
- など対応が区々に分かれている。作付面積調査と収穫量調査の公表時期についての基本的な考え方は、どのように整理されているのか。
- ③ 今後、さらに公表時期の変更が想定される作物はあるのか。

麦類

- 2 麦類の作付面積調査については、平成30年の諮問審議を経て、都府県分を調査実施年の9月下旬、北海道分を調査実施年の10月下旬と別々に公表していたものを、全て調査実施年の9月下旬に早期公表するよう変更をしている。

今回、それを2か月繰り下げることとしているが、前回変更した後、大きな状況変化があったのか。今回の変更により公表を大幅に繰り下げなければならない必要性は何か。

春植えばれいしょ

- 3 今回の変更で春植えばれいしょについて、都府県分の公表時期を繰り下げなければならない必要性は何か。

(4) 調査対象の変更

ア 甘味資源作物の調査対象の変更

甘味資源作物のうち、てんさいについて、調査対象を製糖会社から、業界団体である日本ビート糖業協会に変更する。

(審査状況)

ア 本調査の調査対象である甘味資源作物のうち、てんさいについては、従来、農林水産省から、製糖会社を対象に調査を実施していたが、本件申請では、調査対象を業界団体である日本ビート糖業協会（以下「協会」という。）に変更し、作付面積や収穫量等の情報について一括して報告を求める計画である。

(注) なお、甘味資源作物として調査対象としているさとうきびについては、該当する団体がなく、引き続き製糖会社等に個別に報告を求めることとしている。

イ これについては、協会が、同協会に所属している製糖会社の作付面積、収穫量等の情報を保有していることを踏まえたものであり、調査の効率化や、報告者負担の軽減に資するものであることから、おおむね適当であると考えるが、調査対象を変更することに伴い想定される支障について確認する必要がある。

(論点)

- 1 これまでの製糖会社の報告者数はどれくらいでしょうか。
- 2 協会に所属していない製糖会社はないのか。また、協会から脱退する製糖会社が発生した場合、脱退した企業の情報が把握できなくなり、調査結果の代表性が損なわれる恐れはないのでしょうか。

イ みかん、りんご及び茶の調査対象地域の範囲の変更

みかん、りんご及び茶の作付面積調査及び収穫量調査における「主産県の区域」の範囲から、特定の事業を実施している都道府県を除外する。

(審査状況)

ア みかん、りんご及び茶の作付面積調査及び収穫量調査については、6年ごとに全国を調査し、その中間年においては「主産県の区域」を調査している。

イ 主産県の区域については、表4の「現行」欄のとおり、基本的に、「全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県」等とされているが、みかん、りんごについては、主産県の区域の中に「果実需給安定対策事業を実施する都道府県」、茶については「畑作物共済事業を実施する都道府県」及び「強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業を実施する都道府県」も含まれている。

ウ 本件申請では、表4のとおり、みかん、りんごについては「果実需給安定対策事業を実施する都道府県」を、茶については「強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業を実施する都道府県」を、主産県の範囲から除外する計画である。

表4 調査対象地域（主産県の区域）の変更案

作物	現行	変更案
みかん、りんご	<ul style="list-style-type: none">・全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県・果樹共済事業を実施する都道府県・果実需給安定対策事業を実施する都道府県	<ul style="list-style-type: none">・全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県・果樹共済事業を実施する都道府県

茶	<ul style="list-style-type: none"> ・全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県 ・畑作物共済事業を実施する都道府県 ・<u>強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業を実施する都道府県</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県 ・畑作物共済事業を実施する都道府県
---	--	--

エ これについては、「果実需給安定対策事業」^(注)の廃止や、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業」の利用実績が低下を踏まえたものであり、おおむね相当と考えるが、主産県に含めていた効果などを確認しておく必要がある。

(注) 果実需給安定対策事業は、需給を安定させるために、果実の生産が需要を大幅に上回った場合における摘果や加工用への流用に対する支援事業であるが、令和2年度をもって廃止される。

また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業は、主に荒茶工場の整備に対する支援事業であるが、現状、おおむね整備が進んでおり、平成30年度以降の利用実績はない。

(論点)

- 1 主産県の範囲設定において、「全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県」に加えて、特定の事業を実施している都道府県を含めているのはなぜでしょうか。
- 2 過去5年間に於いて、全国栽培面積のおおむね8割を占める上位都道府県以外で、
 - ・果樹共済事業を実施する都道府県
 - ・果実需給安定対策事業を実施する都道府県
 - ・畑作物共済事業を実施する都道府県
 - ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金による茶に係る事業を実施する都道府県
 に該当する県はあるのでしょうか。
- 3 今回の変更により、主産県の範囲が変わり、全国推計に影響があるのではないのでしょうか。

(5) 集計事項の変更

①調査方法の変更、調査期日の変更又は調査の一部中止に伴い、関係する集計事項を削除又は変更するとともに、②果樹収穫量調査の「集出荷団体取扱数量」を利活用の低下を踏まえて集計事項から削除する。

(審査状況)

ア 本件申請では、集計事項について、以下の変更が計画されている。

- ① 被害調査の中止により、集計事項から削除
- ② 水稻の作柄概況調査について、予測手法により推計される部分を集計事項から削除
- ③ 果樹収穫量調査の「集出荷団体取扱数量」について利活用の低下を踏まえて集計の取りやめ

イ このうち、①及び②については、それぞれ前記(1)及び(2)の変更に伴うものであり、また、③については、利活用状況を踏まえたものであることから適当である。

(論点)

特になし

2 過去の答申における今後の課題への対応状況について

(1) 「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」（平成28年11月18日付け統計委第8号）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）における今後の課題への対応状況について

（これまでの経緯と確認事項）

ア 課題の内容

本調査については、統計委員会の諮問第93号の答申（以下「平成28年答申」という。）及び公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）において、主産県調査時における全国値の推計方法について、以下の検討課題が指摘されている。

〔平成28年答申における「今後の課題」（抜粋）〕

本調査では、一部の作物を除き、作付面積調査及び収穫量調査に係る全国調査について、その実施間隔を空ける形で調査周期を変更することとしており、これに伴い、全国調査実施年以外の中間年に実施する主産県調査の実施頻度が増加することとなる。

こうした中、農林水産省では、全国調査実施年以外は主産県調査における主産県の増減率を非主産県に当てはめて全国値を推定し、公表することとしており、今回、全国調査の実施周期を変更する作物に関し、公表値と推定値の状況についてシミュレーションを実施した結果、両者の誤差は小さいものの、一部の品目において推定値が公表値を上回るといった傾向がみられた。

これについては、作付面積や収穫量の増減率において、主産県と非主産県に差が生じている可能性が考えられることや、今後、主産県調査結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する必要がある。

〔第Ⅲ期基本計画における課題（抜粋）〕

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、 <u>主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。</u>	農林水産省	<u>全国調査を実施したものから順次実施する。</u>

（注：下線は事務局において付けたもの）

イ 従前の推計方法

本調査のうち、一部の作物の作付面積調査及び収穫量調査については、一定の周期で全国調査を実施し、全国値を出しているが、その中間年においては、主産県調査（作付面積が全国の作付総面積の80パーセントを占めるまでの上位都道府県等を対象とする調査）の結果を基に全国値を推計している。

具体的には、直近の全国調査における非主産県の数値に対して、主産県調査における主産県の増減率を乗じる方法^(注1)により推計していた。

ウ 平成28年答申における課題の提示

しかしながら、主産県と非主産県における作付面積や収穫量の増減率に差が生じている可能性が考えられることや、平成29年産調査以降、一部の作物に係る全国調査の実施周期を拡大したことに伴い、主産県調査の結果に基づく全国推定値を公表する頻度がそれまでより増加することを踏まえ、平成28年の統計委員会の諮問第93号の答申において、主産県調査年における全国値の推定方法について検証・検討することが必要である旨、指摘されたものである。

また、基本計画においても、上記答申における指摘を踏まえ、主産県調査の対象品目について、全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を行い、主産県と非主産県の動向が著しく異なる場合には、他の推計方法の検討など推定値の精度向上を図ることとされている。

エ その後の検討状況

これらの課題について、農林水産省は、表5のとおり、平成28年の答申以降、全国調査が行われる作物から順に、直近の全国調査における非主産県の数値に対して、直近2回の全国調査における非主産県の増減率を乗じる方法^(注2)により推計する方法も行い、従来の推計方法による結果との比較検証を行っている。その結果、平成30年9月の諮問審議において、平成28年産、29年産調査に係る作物については、一部の品目で若干の差がみられたものの、全体としては推計方法の違いによる大きな乖離は見られなかったとしている。

そして、この時点で全国調査の実施年に至っていない作物もあることから、「諮問第119号の答申 作物統計調査の変更について」（平成30年9月28日付け統計委第11号）により、引き続き、今後の課題として、今後の対応を注視することとされた。

表5 推計方法の検証状況

全国調査 の該当年	既に検証済み		今後、検証予定	
	平成28年産	29年産	令和2年産	5年産
調査 対象	野菜・花き (作付面積・収穫量)	かんしょ・飼料作物 (収穫量)	陸稲・かんしょ・ 飼料作物 (作付面積) 果樹・茶 (作付面積・収穫量)	陸稲 (収穫量)

(注1) 現行の推計方法は、「全国値＝主産県調査における主産県値＋直近の全国調査における非主産県値×直近の全国調査における主産県値からみた主産県調査における主産県値の増減率」により、推計を行っている。

(注2) 追加的な推計方法は、「全国値＝主産県調査における主産県値＋直近の全国調査における非主産県値×前々回の全国調査における非主産県値からみた直近の全国調査における非主産県値の増減率」により、推計を行っている。

オ これらの課題については、前回答申（令和2年1月）以降、新たな比較検証は行われていないことから、引き続き、今後の課題とすることにしたい。

(2) 「諮問第135号の答申 作物統計調査の変更について」（令和2年1月24日付け統計委第1号）における今後の課題への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第135号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

〔令和2年答申における「今後の課題」（抜粋）〕（再掲）

水稻の作柄概況調査において、気象データ及び人工衛星データのみを利用して、遅場地帯における作柄予測を行う新たな調査手法を導入する計画とされているが、十分な精度確保を前提とした上で、人工衛星データや小型無人機（ドローン）などの先進技術の活用による本調査の効率化等の可能性について、引き続き検討することが必要である。

(注：下線は事務局において付けたもの)

(審査状況)

上記の課題については、今回の調査計画の変更「(2) 調査方法の変更」に係る審議の中で、併せて確認することとしたい。